

事務連絡
令和2年6月17日

各小中特別支援学校長 様

福島市教育委員会
教育施設管理課長

学校施設開放事業における使用自粛解除について（通知）

日頃より、学校施設開放事業及び施設管理にご配慮をいただき感謝申し上げます。
さて、学校施設開放事業につきましては、国の緊急事態宣言を受け、学校施設内での感染リスクを減らす観点から、3月以降自粛をお願いしていたところですが、国の緊急事態宣言解除及び体育施設等の段階的な再開要請を受け、また、今般、本市スポーツ施設において制限付き利用を解除したことから、学校施設開放事業についても、6月22日（月）をもって自粛を解除し再開したいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、学校施設開放事業の再開にあたっては、学校施設を学校教育に支障のない範囲において開放するものであり、特に屋内施設については、今般の新型コロナウイルス感染症対策としての「こまめな換気」や「使用後の消毒」等の課題もあることから、各学校において開放する施設（屋内運動場・屋外運動場）については、学校長の判断によるものとします。

また、施設開放時には、別紙（参考チェックリスト）を配布するなど、今後とも児童・生徒及び利用者の感染リスクを減らすよう努めていただきますようお願い申し上げます。

（担当）教育施設管理課 施設係
電話：535-1111
内線5322
直通：525-3706